

# 公 示

公示第19号

「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年7月1日付け公示第18号）を別紙のとおり一部改正する。

令和8年6月12日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



別紙「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」

| 新   |         |   |        |  | 旧   |         |   |        |  |
|---|---------|---|--------|--|---|---------|---|--------|--|
| 公 示   |         |   |        |  | 公 示   |         |   |        |  |
| 公 示 第 1 8 号   |         |   |        |  | 公 示 第 1 8 号   |         |   |        |  |
| 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について   |         |   |        |  | 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について   |         |   |        |  |
| 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）1. (3)イに規定する初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について、下記のとおり公示する。 |         |   |        |  | 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成14年7月1日付け公示第14号）1. (3)イに規定する初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について、下記のとおり公示する。 |         |   |        |  |
| 平成14年7月1日   |         |   |        |  | 平成14年7月1日   |         |   |        |  |
| 北陸信越運輸局長 武藤 秀一  |         |   |        |  | 北陸信越運輸局長 武藤 秀一  |         |   |        |  |
| 記   |         |   |        |  | 記   |         |   |        |  |
| 運賃適用地域名   |         | 営業区域  | 初乗距離   | 初乗距離を短縮する場合の距離                           | 運賃適用地域名   |         | 営業区域  | 初乗距離   | 初乗距離を短縮する場合の距離                           |
| 新潟地区  | 旧新潟県A地区 | 新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域 | 1.01km | 左の初乗距離から車種区分に応じた認可を受けた加算距離一回分を控除した距離とする。 | 新潟地区  | 旧新潟県A地区 | 新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域 | 1.0km  | 左の初乗距離から車種区分に応じた認可を受けた加算距離一回分を控除した距離とする。 |
|   | 旧新潟県B地区 | 旧新潟県A地区を除く新潟県の全域  | 1.08km | 同上                                       |   | 旧新潟県B地区 | 旧新潟県A地区を除く新潟県の全域  | 1.03km | 同上                                       |

|      |         |   |             |
|------|---------|---|-------------|
| 石川地区 | 石川県の全域  | 1. 22 km  | 同上          |
| 富山地区 | 富山県の全域  | <u>0. 93 km</u>   | 同上          |
| 長野地区 | 旧長野県A地区 | 長野市A（長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域 | 1. 18 km 同上 |
|      | 旧長野県B地区 | 旧長野県A地区を除く長野県の全域  | 1. 19 km 同上 |

附 則（平成14年7月1日付け公示第18号）

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月17日付け公示第4号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

（略）

附 則（令和8年6月12日付け公示第19号で一部改正）

1. この公示は、令和8年6月12日から適用する。
2. 初乗距離を変更した運賃については、令和8年7月13日から適用する。

|      |         |   |             |
|------|---------|---|-------------|
| 石川地区 | 石川県の全域  | 1. 22 km  | 同上          |
| 富山地区 | 富山県の全域  | 1. 03 km  | 同上          |
| 長野地区 | 旧長野県A地区 | 長野市A（長野市のうち、平成17年1月1日合併前の長野市及び平成17年1月1日に編入された旧更級郡大岡村、旧上水内郡戸隠村・鬼無里村の区域）、千曲市、埴科郡の区域 | 1. 18 km 同上 |
|      | 旧長野県B地区 | 旧長野県A地区を除く長野県の全域  | 1. 19 km 同上 |

附 則（平成14年7月1日付け公示第18号）

1. この公示は、平成14年7月1日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月17日付け公示第4号）は、平成14年6月30日限りで廃止する。

（略）